別紙

質　疑　応　答　書

名称：国立新美術館空調熱源・設備等点検及び保守業務

上記に関する質疑及び回答事項は下記の通りです。

番 号	資料名	頁／様式	質　　疑	回　　答
1	仕様書別紙１ 保守要領	P1	空調熱源・設備別点検保守要領では、冷却水ストレーナー清掃は年1回と記載されておりますが、冷水ポンプ系統ストレーナーの清掃については点検項目に記載がありません。 別表に記載の「※ストレーナー（冷温水及び冷却水系統）は、定期点検において年2回、詰まりや損傷等の有無を確認し、詰まりが生じないよう適宜清掃を行うこと」とは、年2回の定期点検時において、異常が認められた場合に清掃を実施するものとの理解でよろしいでしょうか。	別表の「※ストレーナー（冷温水及び冷却水系統）は、定期点検において年2回、詰まりや損傷等の有無を確認し、詰まりが生じないよう適宜清掃を行うこと」のうち「年２回」とあるのは、「年１回」に改める。 受注者が、年１回の定期点検におけるストレーナー清掃の状況を踏まえ、清掃回数の増加を提案する場合には、発注者と協議の上、変更契約を行うことがある。
2	仕様書別紙１ 保守要領	P2	空調熱源・設備別点検保守要領では、ストレーナー清掃は年1回と記載されております。 別表に記載の「※ストレーナー（冷温水及び冷却水系統）は、定期点検において年2回、詰まりや損傷等の有無を確認し、詰まりが生じないよう適宜清掃を行うこと」とは、空調熱源・設備別点検保守要領に記載の年1回の定期清掃とは別に、年2回の定期点検結果に基づき、必要に応じて追加で清掃を実施するものとの理解でよろしいでしょうか。	別表の「※ストレーナー（冷温水及び冷却水系統）は、定期点検において年2回、詰まりや損傷等の有無を確認し、詰まりが生じないよう適宜清掃を行うこと」のうち「年２回」とあるのは、「年１回」に改める。 受注者が、年１回の定期点検におけるストレーナー清掃の状況を踏まえ、清掃回数の増加を提案する場合には、発注者と協議の上、変更契約を行うことがある。
3	仕様書別紙１ 保守要領	P6	空調熱源・設備別点検保守要領では、エアハンドリングユニットの冷水・温水配管用ストレーナーの清掃に関する点検項目の記載がありません。 別表に記載の「※ストレーナー（冷温水及び冷却水系統）は、定期点検において年2回、詰まりや損傷等の有無を確認し、詰まりが生じないよう適宜清掃を行うこと」とは、年2回の定期点検結果に基づき、必要に応じて追加で清掃を実施するものとの理解でよろしいでしょうか。	別表の「※ストレーナー（冷温水及び冷却水系統）は、定期点検において年2回、詰まりや損傷等の有無を確認し、詰まりが生じないよう適宜清掃を行うこと」のうち「年２回」とあるのは、「年１回」に改める。 受注者が、年１回の定期点検におけるストレーナー清掃の状況を踏まえ、清掃回数の増加を提案する場合には、発注者と協議の上、変更契約を行うことがある。
4	仕様書別紙１ 保守要領	P4,6	蒸気システム及びエアハンドリングユニットの定期点検において実施する減圧弁整備、蒸気トラップ整備、ストレーナー清掃等の作業時に、ボルト・ナットの焼付き（かじり）等により分解不能となった場合、または分解作業に伴い部品の損傷が発生した場合の部品交換及び復旧対応については、本業務範囲外として別途協議との認識でよろしいでしょうか。	認識のとおり。分解不能により定期点検を実施することができない場合は、直ちに発注者に報告すること。
				以上